

受講資格確認必要書類

別紙①

| 基準第10条第3項該当者 | | (写し)と記載のあるもの以外は、原本を提出して下さい。 | 必要書類 | 免除科目 |
|--------------|--|---|--------------------------------|-----------|
| 1 | 保育士の資格を有する者 | ・保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証(写し) ・保育士試験合格通知書(写し) ・指定保育士養成施設卒業証明書 ・保育士養成課程修了証明書 ・保育士(保母)資格証明書(写し) | いずれか1つ | 科目④・⑤・⑥・⑦ |
| 2 | 社会福祉士資格を有する者 | ・社会福祉士試験合格通知書(写し) ・公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証(写し) | いずれか1つ | 科目⑥・⑦ |
| 3 | 学校教育法の規定による高等学校、若しくは中等教育学校を卒業した者、同法の規定により大学への入学を認められた者、若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(「高等学校卒業者等」)であって、二年以上児童福祉事業に従事した者 | ・卒業証書(写し) ・卒業証明書 | いずれか1つ + 実務経験証明書(代表者印が押印された原本) | |
| 4 | 教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者 | ・教育職員免許状(写し) ・教育職員免許状授与証明書 | いずれか1つ | 科目④・⑤ |
| 5 | 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) | ・卒業証書(写し) ・卒業証明書 | いずれか1つ | |
| 6 | 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 | 大学院入学許可書等(写し) | | |
| 7 | 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・修了証明書等(写し) | | |
| 8 | 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・卒業証書(写し) ・卒業証明書 | いずれか1つ | |
| 9 | 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(※2)であって、市町村長が適当と認めた者(※4) | ・卒業証書(写し) ・卒業証明書 | いずれか1つ + 実務経験証明書(市町村長印押印された原本) | |
| 10 | 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(※3)であって、市町村長が適当と認めた者(※4) | ・実務経験証明書(市町村長印が押印された原本) | | |

| | |
|----|--|
| ※1 | 証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにしてください。 |
| ※2 | 放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者については、市町村長が認めた者となります。 ex) 放課後子ども教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊び場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業等)において、児童と断続的な関わりを持っていた者等となります。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。 なお、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し断続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と断続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。 また、ここでの「断続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安となります。 |
| ※3 | 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(10号申請)については、勤務年数の他、総勤務時間が5,000時間程度であることが目安となります。 |
| ※4 | 放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(9号申請)及び5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(10号申請)については、市町村長の認定が必要となります。 |